

○厚生労働省令第四百四十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

厚生労働大臣 三井 辨雄

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十四号を第九十一号とし、第七十三号を第九十号とし、第七十二号を第八十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十八 二―（四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミ

ン及びその塩類

八十九 (二―ヨードフェニル) (一―ペンチル―H―インドール―三―イル) メタノン及びその塩類

第一条中第七十一号を第八十六号とし、第六十六号から第七十号までを十五号ずつ繰り下げ、第六十五号を第七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十 (二―メトキシフェニル) (一―ペンチル―H―インドール―三―イル) メタノン及びその塩類

第一条中第六十四号を第七十八号とし、第五十八号から第六十三号までを十四号ずつ繰り下げ、第五十七号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一 一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル) ブタン―一―オン

及びその塩類

第一条中第五十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 (二―メチル―一―ペンチル―H―インドール―三―イル) (ナフタレン―一―イル) メタノ

ン及びその塩類

第一条中第五十五号を第六十七号とし、第五十四号を第六十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十五 一―(四―メチルフエニル)―二―(ピロリジン―一―イル)プロパン―一―オン及びその塩類

六十六 一―(四―メチルフエニル)プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第五十三号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 (四―メチルナフタレン―一―イル)「二―(ペント―四―エン―一―イル)―一―H―インド―ル―三―イル」メタノン及びその塩類

第一条中第五十二号を第六十一号とし、第五十一号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十 二―(メチルアミノ)―一―フェニルブタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八 (一―ペンチル―一―H―インドール―三―イル) (四―プロピルナフタレン―一―イル)メタノン及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 二―ベンジルアミノ―一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)プロパン―一―オン及びその

塩類

第一条中第四十八号を第五十四号とし、第四十七号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三 「一―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―イル」(四―メチルナフタレン―
―イル)メタノン及びその塩類

第一条中第四十六号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一 「一―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―イル」(二・二・三・三―テトラメ
チルシクロプロパン―イル)メタノン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十九号とし、第四十号から第四十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十九号を
第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 一―フェニル―二―(ピロリジン―イル)ペンタン―オン及びその塩類

第一条中第三十八号を第四十一号とし、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十 五―「三―(一―ナフトイル)―H―インドール―イル」ペンタンニトリル及びその塩類

第一条中第三十六号を第三十八号とし、第三十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十二号
を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―イル) (二―ペンチル―H―インド―ル―三―イル) メタノン及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 (四―クロロナフタレン―イル) (二―ペンチル―H―インドール―三―イル) メタノン
及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。